

会 議 録

作成日 令和5年7月12日

日 時	令和5年7月12日(水) 10:30 ~ 11:30	場 所	特別養護老人ホームすこやか苑 2F 多目的ホール
会議名	令和5年度 第2回 運営推進会議		
出席者	入居者代表・家族代表・地域住民の代表(民生委員)・地域包括支援センター職員 施設長・生活支援課長(生活相談員)・副主任支援員(介護支援専門員)		
<p>1 開 会</p> <p>※ 簡易な自己紹介実施 家族代表→地域住民の代表→施設職員→入居者代表→地域包括支援センターの職員→施設職員の 順で自己紹介を行った。</p> <p>2 挨拶 施設長</p> <p>本日は、お足元の悪い中、第2回運営推進会議にお集まりいただきましてありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症も5類となり、2カ月経ちますが、ニュースなどからは少しずつ増えている状況があるとのことで、引き続き感染予防対策は徹底しながら、施設運営を推進して参りたい と思います。</p> <p>特に7月からは居室での面会を再開いたしました。予め予約いただいたの面会となっておりますが、 土日でも面会できるということで、先週も多くのご家族の方がお見えになり、入居者の皆様もご家族様も よかったと仰っていただいております。</p> <p>居室やユニットに入っていただくことで、今まで職員が気付かなかった点等もどんどんご意見を頂 戴しながらより良い生活環境を整えて参りたいと思っております。</p> <p>これからは暑くなり、熱中症や食中毒にも気を付けなければならない季節となります。住環境や食 事、水分補給等には十分配慮しながら、入居者、短期入所利用者の皆様が安心・安全に生活できるよう 努めて参りたいと思います。</p> <p>また、すこやか苑では年3回広報誌を発行しておりますが、地域の皆様もご覧になって下さっており、古布の寄付をいただいたり、ボランティアにお申込みいただいたりと感謝しております。これから も開かれた施設づくりを目指していききたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) すこやか苑の運営状況について</p> <p>※別添「令和5年 第2回 特別養護老人ホームすこやか苑 運営推進会議資料」に基づき、生活 支援課長(生活相談員)より報告した。</p> <p>Q: 事故報告について、6月に発生した服薬に関する内容が知りたい(地域包括支援センター職員)。 A: 区分はヒヤリハットに該当します。介護現場で薬チェックをした際、夕食後薬の配薬BOXから朝食 後薬を確認した。マニュアルどおりチェックしたことにより、誤薬を未然に防いだ内容です(副主 任支援員)。</p> <p>Q: 身体拘束廃止委員会の構成メンバーを教えてください(地域包括支援センター職員)。</p>			

A：議事（2）で報告いたします（副主任支援員）。

Q：傷や痣といった原因が特定できない内容については、血液サラサラの薬を飲んでいることも関係しているのか（地域住民の代表）。

A：一概に全ての事例がそうとは限りませんが、血液サラサラの薬を服用している方は、ちょっとした事で紫斑になりやすい為、介助の仕方も工夫や注意が必要だと思っています（生活支援課長）。

Q：マイナンバーカードの取得状況や今後の動向について教えてほしい（家族代表）。

A：短期入所の方で、ご家族様が代行申請にて取得している状況はありますが、今後の動向については未定。行政機関等の案内文を確認しながら進めていくことになると思います（生活支援課長）。

（2）虐待防止・身体拘束廃止の取り組みについて

※別添「高齢者虐待に関するマニュアル」「身体拘束廃止に関するマニュアル～身体拘束等の適正化のための指針～」に基づき説明した。また、質問のあった身体拘束廃止委員会構成メンバーについても回答した（副主任支援員）。

Q：身体拘束廃止に関するマニュアルについて、介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を確認することができました。細かい記録や協議の仕方等、施設の職員さんは大変だと思う。ご苦労様です。高齢者虐待防止に関するマニュアルの虐待の芽チェックリスト1、2については虐待に該当しないのではないかと（地域住民の代表）。

A：施設職員と入居者（お客様）の適切な関係を維持するために、定期的に自己評価し不適切なケアを是正していくことで高齢者虐待を防止することに繋がっていくと思います（副主任支援員）。

4 その他

- ・令和5年度特別養護老人ホームすこやか苑「出前講座」とボランティアの受付について説明と案内を行った（副主任支援員）。
- ・生活については特に不満はありません。十分いい生活をしていますので有難いです（入居者代表）。
- ・次回委員会は、令和5年9月12日（水）10：30～

5 閉会

○入所状況

■入 所	定員29人	
■稼働率	5月(100%) ※入所0名 退所0名	6月(100%) ※入所0名 退所0名
■平均介護度	5月(4.2)	6月(4.2)
■平均年齢	5月(90.6歳)	6月(90.6歳)
■入所申込状況	5月(1件)	6月(5件)
	※総待機者数 54名(6月末)	
■短期入所	定員10人	
■稼働率	5月(83.5%)	6月(87.3%)
■平均介護度	5月(2.1)	6月(2.3)
■平均年齢	5月(89.1歳)	6月(89.3歳)

○事故報告について

※ 毎月安全委員会にて対策検討

■令和5年

区 分/月	5月	6月
ヒヤリハット	2	5
アクシデント	7	10
事故(Lv3以上)	0	0

※ 事故 Lv3 以上：通院を伴った事故ほか市役所へ事故報告したもの

ヒヤリハット・アクシデント内容

区 分/月	5月	6月
転倒・転落	5	8
傷・痣	0	3
誤飲	2	0
服薬	0	1
その他	2	3

○身体拘束廃止への取り組みについて

- ※ 3月16日に入居した方、該当ケース1件あり。少しずつ、拘束方法や時間を見直し、軽減できるように調整中。居室替えを行い、見守りしやすくすることで、解除できる場面が増える見込み。

個別の状況による拘束の必要な理由	経管栄養（胃瘻）を流す管に触れ、抜去等の危険性あり
身体拘束の方法（場所、行為（部位・内容））	① 経管栄養を流す場及びベッド上で両手にミトンを装着
拘束の時間帯および時間	① 経管栄養を流す時間帯およびベッド臥床時 ※ ベッド上でオムツ交換をする間は外す
特記すべき心身の状況	嚥下障害にて経口摂取できず、胃瘻を造設。認知症にて胃瘻についての理解困難。両手は自由に動かすこと可
解除の予定等について	毎月身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束を軽減する方法、解除することを検討

○職員研修等

- ・5/31（水） 感染症対策研修①－食中毒の予防・標準予防策－ 23名参加
- ・6/14（水） 新任（異動）職員研修－防災について－ 1名参加
- ・6/28（水）～7/12（水） 虐待防止・身体拘束廃止研修②
- ※ 上記ほか、法人・外部研修へ数名参加

○地域貢献活動・ボランティア受入

- ・5/7（日） 虹ヶ丘町会「春の清掃」 当施設職員4名参加
- ・5/10（水） 当苑外周の草取り、刈り取りした草の除去
ボランティア2名参加（入居者家族）
- ・5/22（月） 車椅子清掃 ボランティア1名参加（高校生）
- ・6/2（金） ウェス裁断・入居者外出補助 ボランティア1名参加（高校生）
- ・6/15（木） 車椅子清掃 ボランティア3名参加（入居者家族）

○全体行事やユニット行事等実施状況（5月・6月）

- ・5/14（日）～星取りクラブ、5/24（水）書道クラブ、5/31（水）防災訓練
- ・6/14（水）音楽体操クラブ、5/21（水）書道クラブ
- ※ 上記ほか、5月に環境整備として苑外周の草刈り、苦情相談日、第1回運営推進会議の開催、6月に苦情相談日、大掃除等を行ったほか、各ユニットにおける母の日会、父の日会、お誕生日会などを開催しました。

高齢者虐待防止に関するマニュアル

特別養護老人ホームすこやか苑

1 高齢者虐待に関する基本的考え方

虐待を受けた高齢者への対応に当たってまず優先すべき事柄は、身の安全、精神的な安心を保障した上で、本人の権利を擁護し、人として尊厳のある暮らしが実現できるようにすること。そのために、本人の意思の確認・尊重すること、生活安定のためという視点を持つこと、正確な情報収集と客観的判断を行うこと、チームアプローチで長期的な視点にたつこと、個人情報・プライバシーへの配慮をすることを念頭に支援する。

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、施設に入居されている入居者(原則として65歳以上)に対し、業務に従事する職員が次の行為を行う場合をいう。

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>[具体的な例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をすること。
介護・世話の 放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、職員の行うべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>[具体的な例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず、異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由もなく制限したり使わせない。 ・他入居者による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。
心理的虐待	<p>脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的・情緒的苦痛を与えること。</p> <p>[具体的な例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、罵る、悪口を言う。 ・侮辱をこめて子どものように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど。 ・大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、捨てる。
	あらゆる形態の性的な言動や強要。

性的虐待	<p>[具体的な例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で上下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。</p> <p>[具体的な例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅などを本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用すること。

2 高齢者虐待防止に向けた体制

(1) 人権擁護・虐待防止に関する責任者及び相談窓口の設置

人権擁護・虐待防止責任者	施設長
相談窓口	生活相談員

(2) 虐待防止委員会の設置

※ 「虐待防止・身体拘束廃止委員会」とし、身体拘束廃止委員会と同時開催とする。

ア 設置目的

- ① 施設内での虐待による権利侵害にあたる行為の現状把握および改善についての検討
- ② 虐待による権利侵害と判断された場合の青森市への通報についての検討
- ③ 虐待防止に関する職員全体への指導

イ 虐待防止委員会の構成員

施設長（責任者）・生活相談員・看護職員・介護職員・介護支援専門員
（栄養士・機能訓練指導員・医師・事務員・その他）

※ 栄養士・機能訓練指導員及び医師、事務員その他の職員は、必要に応じて参加。

※ この委員会の責任者は施設長とし、通常の委員会構成員は事業計画に基づく、事務分担表による。

ウ 虐待防止委員会の開催

3ヶ月に1回定期開催とするほか、随時開催とする。但し、身体的拘束に相当する案件がある場合は、身体的拘束が解除されるまでは毎月開催する。

(3) 苦情解決協議会（第三者委員）の設置

職員による入居者虐待が疑われる案件が発生した場合は、人権擁護・虐待防止責任者（施設長）の招集の元、苦情解決協議会を開催し、第三者委員に報告、解決に向けて協議する。

※ 苦情解決協議会及び第三者委員については、特別養護老人ホームすこやか苦情対応マニュアル-特別養護老人ホームすこやか苑苦情解決事業実施要領-による。

3 高齢者虐待防止のための職員教育・研修

- (1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は新任研修を含め、定期的（年2回以上）に開催し、全職員が受講するものとする。
※ 研修は虐待防止・身体的拘束廃止について一体的に行う。

4 高齢者虐待発生時の対応に関する方針

- (1) 職員がその業務に従事しているときに、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、施設長に報告の上、速やかに青森市に通報する。
- (2) 職員以外の家族等が虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、その入居者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、施設長へ報告の上、速やかにこれを青森市に通報する。
- (3) 職員が上記の規定による通報をしたことを理由として、解雇などの不利益な取り扱いを受けない。また、刑法の秘密漏洩罪その他の守秘義務に関する法律の規定は通報の妨げになるものと解釈されない。
- (4) 虐待の事実が不確定または故意に虚偽の通報をした場合は、通報による不利益の取り扱いは適用されない。

5 発生した高齢者虐待の報告方法について

- (1) 前項の方針を受け虐待が疑われる入居者等を発見した場合は、施設長へ報告の上、青森市へ電話又はメールで第一報を入れる。
- (2) 第一報を入れた後、事実関係を確認の上、事故状況報告書（所定の報告書）にて報告する。
※ 青森市「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」のとおり
- (3) 青森市等からの問い合わせ、調査に対して真摯に協力する。

6 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当マニュアルについて、入居者等（家族含む）から依頼があればいつでも閲覧できるよう各ユニット、各部署備え付けのマニュアル集に綴じて保管し、いつでも閲覧できるものとする。

7 その他高齢者虐待の適正化推進のための必要な方針

- (1) 入居者およびその家族からの苦情の処理に対する体制の整備その他入居者虐待の防止などのための措置を講ずることとする。
※ 苦情処理体制に関する細則は、苦情対応マニュアルー特別養護老人ホームすこやか苑苦情解決事業実施要領一による。
- (2) 職員は、入居者の虐待を防止するために、ケアの技術や虐待に対する研修によって、自らが意識を高め、実践につなげるものとする。
- (3) 入居者の虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみではなく、施設長も含めた施設全体での取り組みが必要であり、施設長が中心となってサービス向上に向けた取り組みを行うものとする。

- (4) 職員は、入居者の虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、入居者虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 入居者に対して虐待行為が明らかになったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰委員会に諮り、その状況内容に基づいて厳罰に処するものとする。

附則（平成 26 年 12 月 1 日制定）

このマニュアルは、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 12 日一部改正）

このマニュアルは、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 16 日一部改正）

このマニュアルは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日一部改正）

このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 9 月 20 日一部改正）

このマニュアルは、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

身体拘束廃止に関するマニュアル
～身体拘束等の適正化のための指針～

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、入居者の生活の自由を制限し、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該入居者などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

本人または他の入居者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の3つの要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力する。

ア 切迫性：入居者本人または他の入居者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要。

2 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。

※ 「虐待防止・身体拘束廃止委員会」とし、虐待防止委員会と同時開催とする。

ア 設置目的

① 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討

② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き

③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

イ 身体拘束廃止委員会の構成員

施設長（責任者）・生活相談員・看護職員・介護職員・介護支援専門員

（栄養士・機能訓練指導員・医師・事務員・その他）

※ 栄養士・機能訓練指導員及び医師、事務員その他の職員は、必要に応じて参加。

※ この委員会の責任者は施設長とし、通常の委員会構成員は事業計画に基づく、事務分担表による。

ウ 身体拘束廃止委員会の開催

3ヶ月に1回定期開催とするほか、随時開催とする。但し、身体拘束に相当する案件がある場合は、身体拘束が解除されるまでは毎月開催とする。

3 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、虐待防止・身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

※ 研修は虐待防止・身体拘束廃止について一体的に行う。

(1) 新任者に対する虐待防止・身体拘束廃止のための研修の実施

※ (2) 定期的な研修・教育と同時開催とする場合あり

(2) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

4 身体拘束等発生時の対応に関する方針

本人または他の入居者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による入居者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。

身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取組み改善の検討会を早急に行い、実施に努める。

(2) 入居者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族などに行っている内容と方向性、入居者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人・家族に報告する。

5 発生した身体拘束等の報告方法等について

前項に示した方針を受け、以下の記録・報告を行うものとする。

※ 別添のとおり

(1) 身体拘束に関する経過観察・再検討シート

定例・随時開催される委員会、または検討会において検討された本人の緊急やむを得ない状況（心身の状態など観察・対応内容）、解除にむけた対応・対策検討内容を記載する。

(2) 身体拘束に関する説明書

実際に身体拘束をする場合に拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて本人・家族へ説明し同意を得る。

(3) 身体拘束実施記録

実施状況を解除に至るまで1週間単位で記録。拘束の方法、場所、時間帯、期間などを記載する。

6 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当マニュアル（身体拘束等の適正化のための指針）について、入居者等（家族含む）から依頼があればいつでも閲覧できるよう各ユニット、各部署備え付けのマニュアル集に綴じて保管し、いつでも閲覧できるものとする。

7 その他身体拘束等の適正化推進のための必要な方針

(1) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

ア 入居者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

イ 言葉や応対などで、入居者の精神的な自由を妨げないよう努める。

ウ 入居者の思いを汲み取り、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。

オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者に主体的な生活をしていただけるように努める。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

(1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る

(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る

(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

(4) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る

(5) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける

- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する

附則（平成 26 年 12 月 1 日制定）

このマニュアルは、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 6 月 1 日制定）

このマニュアルは、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 16 日一部改正）

このマニュアルは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日一部改正）

このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 12 月 15 日一部改正）

このマニュアルは、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCを全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間などにおいて最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入居者・本人または他の入居者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯および時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始および解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで
上記のとおり実施いたします。	
令和 年 月 日	
特別養護老人ホームすこやか苑 施設長 _____ 印	
記録者 _____ 印	

(入居者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしましたので同意いたします。	
令和 年 月 日	
氏名 _____ 印	
(本人との続柄 _____)	

身体拘束廃止記録 ～拘束介助に向けての取り組み・心身状態の観察～

拘束内容(方法・時間)																									
月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
火	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
水	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
木	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
金	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
土	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													
日	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	開始(:)												開始(:)												
	解除(:)												解除(:)												
	開始(:)												開始(:)												
解除(:)												解除(:)													